

幼稚園教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 趣旨

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に給与支給規定を設けることに伴い、所要の規定整備を行う。

2 内容

(1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例

公益的法人等へ派遣した職員には給与は支給しない規定を削除する。

(2) 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例により派遣した職員に対し支給した教職調整額は給料とみなす規定を追加する。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。